

軽自動車税について

軽自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。



◆平成27年度分軽自動車税率のお知らせ

原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車

広報うみ11月号で税率引き上げのお知らせをしておりましたが、平成27年度税制改正により、次の車両については、税率の引き上げを1年間延期することとされましたので、平成27年度分の課税については、次の税率になります。

車種区分		税率	
		平成27年度分	平成28年度分
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

四輪及び三輪の軽自動車

平成27年度分の課税については、次の税率になります。

車種区分			税率	
			平成27年3月31日以前に 車両番号(ナンバー) 登録済の車両	平成27年4月1日に 車両番号(ナンバー) を新規登録した車両
軽自動車	三輪(660cc以下)		3,100円	3,900円
	四輪以上 (660cc以下)	乗用 自家用	7,200円	10,800円
		乗用 営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
営業用		3,000円	3,800円	

減免手続きの申請について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方やそのご家族で、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税が減免されます。(詳しくは、税務課町民税係までお問い合わせください。)減免を受ける場合は、納付書到着後から納期限(平成27年6月1日)までに申請が必要です。

◆申請時に必要な書類

- ・障害者手帳等
- ・納付書
- ・車検証の写し
- ・免許証(運転される方のもの)
- ・印鑑

◆納税通知書(納付書)の発送について

平成27年度の納税通知書は、5月初旬に発送予定です。

◆納税の方法

平成27年6月1日(月)までに納付書で金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口または指定のコンビニエンスストアのレジカウンターにて納めてください。

問い合わせ 税務課町民税係 ☎934-2242

役場庁舎の耐震工事をを行います。

4月末からご迷惑をおかけします。

先月11日で、東日本大震災から4年もの月日が経過しましたが、この大震災で得た教訓を基に、宇美町庁舎の耐震診断を行ったところ、耐震基準に満たないことが明らかになりました。

本庁舎は昭和50年に建設以来、40年の年月が経っているため、安全安心のまちづくりの推進や、住民サービスをより向上させるためにも、新庁舎を建設することが最も望ましいと考えております。

しかし、新庁舎建設には相当の年月を要することから、その間の不測の事態に対応するために、庁舎の耐震補強工事を4月末より行うこととしました。

工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

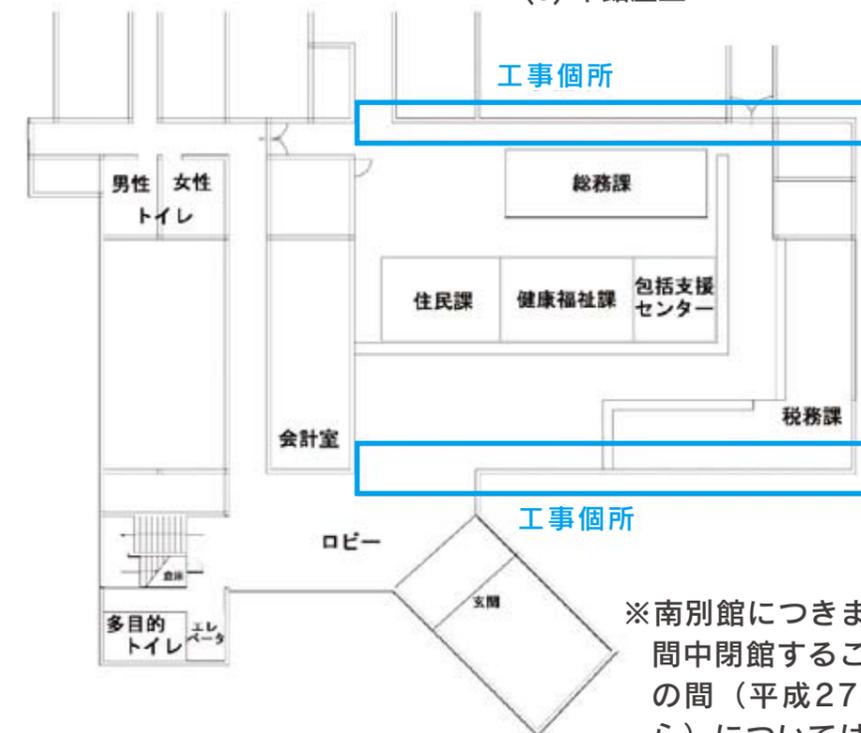
なお、新庁舎建設につきましては、本年度中に基本構想を策定し、住民皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと考えています。

工事期間

4月27日頃～7月31日

工事箇所

- (1) 本館1階(下記図面中青線で囲む部分)
- (2) 南別館(上下水道課、産業振興課、環境課)
- (3) 本館屋上



※南別館につきましては、工事の期間中閉館することとなります。その間(平成27年4月27日(月)から)については、上下水道課、産業振興課及び環境課の業務は本館2階大会議室にて行います。

問い合わせ 総務課 ☎932-1111